

第廿一 組合員其他の協同・格付時計工務集或・執照、便
凡そ見ゆたしんトキハ直ニ本組合ニ報告セラル

出納簿

第廿二 本組合員ニシテ此七シタルトキハ全組合員ヲ臨時
ニ金取引ヲ議出シ各員トシテ賜フ

但シ後味ノ簿帳帳ハ一切謝絶スルコト

懲罰 罰則

第廿三 本組合規約ニ違背シ且ツ一致組合員ノ利益
ヲ侵害シ或ハ故ヲ維持費ニ三月以上ニ
及リ得ルコト有ルハ除名ス

第廿四 本組合員ニシテ不當ニ本組合又ハ不令體化
同能クシテ或ハ其ノ他ノ組合員ノ除名
但シ亦ニ本組合ノ幹事會ノ協議ニ依リテ決定ス

選挙

第廿五 本組合員ノ選挙其他如何ナル場合モト選出
投票ノ返還ヲ本組合員ノ事ヲ為ス

第廿六 本組合ノ議決ハ多数決トス
大會及ビ臨時大會ニ出席セザル組合員ノ投票ヲ
以テ表決シテ又ハ組合員ノ委任スルコトヲ得
但シ委任状ノ要ス

第廿七 一般組合員ニテ幹部ノ事務及ビ幹部會ノ
決議ニ疑惑ノ生じ又ハ本組合ノ發展ヲ妨
止スルコト有ルモ其其他如何ナル場合トモ自由
ニ発言権ヲ有ス

第廿八 規約施行ニ方リ疑義ヲ生じ且ツ本規約ニ規定
ニ反スルコト有ルモ其其他如何ナル場合トモ自由
ニ発言権ヲ有ス

42